

一宮研伸大学における自然災害等又は交通機関の不通等に伴う授業等の休講の取扱いに関する申合せ

(目的)

第1 この申合せは、一宮研伸大学看護学部履修規程第12条及び一宮研伸大学大学院看護学研究科修士課程履修規程第24条の規定に基づき、休講について、必要な事項を定める。

(定義)

第2 授業等とは、授業（講義・演習・実習（迫実習及び再実習を含む。）、定期試験（追試験及び再試験を含む。）及び実習試験をいう。

(台風等及び警報等)

第3 台風等に伴い愛知県西部に「暴風警報及び暴風雪警報」（以下「暴風警報等」という。）又は愛知県西部に「大雨特別警報（警戒レベル5相当）」及び「土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）」（以下「特別警報等」という。）が発表された場合は、発表後に開始される授業等は休講とする。この場合において、解除後における授業等の実施については、次のとおりとする。（別表1参照）

一 午前7時までに解除された場合は、第1限から授業等を実施する。

二 午前11時までに解除された場合は、第3限から授業等を実施する。

2 「暴風警報等」及び「特別警報等」が居住地又は通学経路内において発表されている場合には、原則として登校しないこととする。

3 登校後に愛知県西部に「暴風警報等」又は「特別警報等」が発表された場合は、交通機関の運行状況、居住地の安全状況を確認し、安全が確保されるまで学内に一時避難するものとする。

(地震)

第4 地震が発生し、本学に甚大な被害が生じた場合は、休講とする。

(火災)

第5 火災が発生し、本学に甚大な被害が生じた場合は、休講とする。

(交通機関等)

第6 JR東海道線（名古屋～岐阜）及び名鉄電車名古屋本線（名鉄名古屋～名鉄岐阜）のどちらかの路線において、「不通・運休（計画運休を含む。）・運転見合わせ」（以下「不通等」という。）が発表された場合は、発表後に開始される授業等は、休講とする。この場合において、解除後における授業等の実施については、次のとおりとする。（別表2参照）

一 午前7時までに解除された場合は、第1限から授業等を実施する。

二 午前11時までに解除された場合は、第3限から授業等を実施する。

2 自然災害等により交通機関の「不通等」が生じた場合又は通学に際して身体の危険を感じた場合には、無理な登校をしないこととする。

(休講措置の特例)

第7 第3及び第6の定めにかかわらず、学長が学生の安全確保のために必要と認めた場

合や通学困難等と認めた場合は、休講措置を取ることがある。

(代替措置)

第8 授業等を休講した場合は、授業等担当者の判断により、補講又は代替措置を取るものとする。

(改廃)

第9 この申合せの改廃は、教授会及び研究科教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この申合せは、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和5年7月19日から実施する。

別表1 (第3第1項関係)

状 況	授業等の取扱い
午前7時までに警報等が解除	第1限から授業等を実施
午前7時の時点で警報等が発表中	第1限, 第2限の授業等は休講
午前7時以後, 午前11時までに警報等が解除	第3限から授業等を実施
午前11時の時点で警報等が発表中	第3限以降の授業等は休講

別表2 (第6第1項関係)

状 況	授業等の取扱い
午前7時までに不通等が解除	第1限から授業等を実施
午前7時の時点で不通等が発表中	第1限, 第2限の授業等は休講
午前7時以後, 午前11時までに不通等が解除	第3限から授業等を実施
午前11時の時点で不通等が発表中	第3限以降の授業等は休講